

22消安第5078号
平成22年9月6日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

韓国から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

韓国から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置については、平成22年5月21日付け22消安第1694号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、韓国家畜衛生当局から提供された情報により、同国における弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びに平成22年9月6日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 平成22年9月6日以降にと殺された家きんに由来する肉及び臓器並びにそれらの加工品
- (3) 平成22年9月6日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

2 羽毛については、輸入検査時の消毒措置の対象から除外する。

(注) 韓国において、「輸入畜産物の消毒基準について」(昭和56年7月29日付け56動検甲第902号)に基づく対象疾病の発生が確認される場合には、同通知に基づく消毒が実施されます。